

令和2年度 指定団体等職員実務能力向上研修会の開催

本会議は、令和2年11月から令和3年3月までの間、「指定団体等職員の実務能力向上を図るための研修会」を計8回にわたり開催（ウェブ開催）した。同研修会には、本会議会員の指定団体および全国連から12名の職員が参加した。ここでは、その概要を紹介する。

1. 開催の経過と目的

指定団体は、平成13年度に全ての都府県指定団体が広域体制に移行した。移行当初は、県会員（従来の指定団体）職員の出向や転籍による事務局体制が中心であったが、移行から約20年が経過するなか、新規採用による職員の比率が増加する傾向にある。

また、平成30年度には「不足払い法」から「畜安法」に基づく指定団体へと制度改革が行われ、かつ近年においては、安全安心を中心とした食品の安全性に係る法規制の強化などが行われている。

こうした状況を踏まえ、中酪会員組織職員（若年層）における指定団体制度等生乳流通に関わる制度や仕組みに関する基礎的知識の習得、本会議におけるウェブを活用した研修会ノウハウの蓄積等を目的として、「指定団体等職員の実務能力向上を図るための研修会」を開催した。なお、今年度の研修は、令和3年度以降の本格的な実施を目指したプレ開催（試験的な開催）として位置付けられている。

2. 研修会の概要

(1) 第1回研修会

- 1) 開催日：11月26日（木）
- 2) 講師：日本協同組合連携機構（JCA）代表理事専務 比嘉政浩氏
- 3) 演題：「農業協同組合とは？」

指定団体は、農協法に基づく協同組合組織でもある。そこで、協同組合組織の基礎的な概念を学び、農協組織職員に対して求められる基本的な考え方や仕事に対する姿勢の習得を目的とする。

4) ポイント

農業協同組合の職員に求められることは、①

所属する各組織でも具体的に示されている使命を自覚・意識すること、②この使命を実践するために、使命と経済性が両立するビジネスモデルを生み出す（改革する）こと、磨く（改善する）ことである。

社会性と経済性の両立を重んじ、二面性を語るのは日本社会の伝統である。「お金儲けは上手だがそれだけの人」、「社会的な意義は語れるがビジネス上の力がない人」は尊敬されない。自らが担っている仕事の社会的意義を自覚し、しかもビジネスとして成り立たせていく人こそが求められている。

(2) 第2回研修会

- 1) 開催日：12月2日（水）
- 2) 講師：本会議職員
- 3) 演題：「酪農と生乳需給をめぐる情勢」

酪農家戸数、生乳生産量、牛乳乳製品消費量の推移等のデータを中心に、酪農や生乳需給をめぐる情勢、現在の酪農乳業産業の基本構造に関する基礎的な知識の習得を目的とする。

4) ポイント

わが国の酪農家戸数は昭和40年に382千戸であったが、昨年度末には14千戸まで減少し、乳牛飼養頭数は昭和40年以降も増頭傾向で推移してきたが、平成4年に208千頭の過去最高水準となり、その後は減少傾向で推移している。このような状況の下、多くの地域で酪農が主たる作目でなくなってきており、酪農専門農協を含めた農協の組織再編の必要性が高まっている。

全国の生乳生産量は、平成8年度の8,659千tをピークにして、その後は減少傾向にある。その結果、（新型コロナウイルスの影響で、近年は需給に変化の兆しが見えているが）基本的には需給がひっ迫する状況にあり、恒常的に輸入が行われている。なお、生乳生産量は都府県が減少傾向、北海道が増加傾向で推移している。平成22年度に都府県と北海道の生乳生産量が逆転し、その差が拡大する傾向にあり、近年、都府県の生産基盤の回復が大きな課題となっている。

(3) 第3回研修会

- 1) 開催日：12月23日（水）
- 2) 講師：農林水産省牛乳乳製品課 調整官
松本憲彦氏
- 3) 演題：「畜安法の概要と指定団体の役割(1)」
畜安法の概要と、同法に基づく指定団体の役割、同法に基づく各種通知（集送乳の合理化の推進について）の内容等に関する知識の習得を目的とする。
- 4) ポイント（第3回～第5回）
畜安法改正の要点は、「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法」（不足払い法）制定当時の状況から酪農をめぐる情勢が大きく変化したことから、需給状況に応じた乳製品の安定供給を確保し、畜産経営の安定を図ることを目的として、
 - ① 現行の不足払い法に基づく生産者補給金制度を、恒久的な制度として新たに位置づける。
 - ② 酪農家が創意工夫を生かせる環境を整備するため、指定団体を經由せずに加工原料乳として仕向けた場合にも、生産者補給金を交付する。
 - ③ 条件不利地域における集送乳が今後も安定的かつ確実に行われるよう、集乳を拒まない対象事業者を指定（指定事業者）し、集送乳調整金を交付する。
 等である。
畜安法改正により期待される効果は、
 - ① 生産者補給金制度が安定的な制度となり、畜産経営の安定に寄与する。
 - ② 生産者補給金の交付対象の拡大により、生産者の生乳の出荷先等の選択肢が広がる。創意工夫による所得向上の機会を創出しやすくなる。現在の指定団体である農協・農協連の、流通コストの削減や乳価交渉の努力を促進する。これまで飲用向けばかりに出荷していた者を、バター等の加工原料乳向けにも販売する方向に誘導する。
 - ③ 指定事業者は安定的な集送乳を引き続き実施する。
 等である。
- (4) 第4回研修会
 - 1) 開催日：1月8日（金）
 - 2) 講師：本会議職員
 - 3) 演題：「畜安法の概要と指定団体の役割(2)」
生乳生産者団体から見た畜安法改正の経緯と現状、課題、指定団体の取組（業務推進計画に基づく取組み等）等に関する知識の習得を目的とする。
- (5) 第5回研修会
 - 1) 開催日：1月18日（月）
 - 2) 講師：本会議職員

- 3) 演題：「畜安法の概要と指定団体の役割(3)」
指定団体の役割・指定団体間の協調的な取組み（計画生産等）、需給安定に係る仕組み等に係る歴史的経過や現状に関する知識の習得を目的とする。
- (6) 第6回研修会
 - 1) 開催日：2月2日（火）
 - 2) 講師：農林水産省 大臣官房審議官 道野英司氏
 - 3) 演題：「食品の安全・安心を取り巻く情勢と酪農乳業界の取組(1)」
過去における食の安全・安心に係る事故等の事例やそうした背景を踏まえた安全・安心性に係る現在の法体系に関する知識の習得を目的とする。
 - 4) ポイント（第6回～第8回）
国内の安全規制に関して重要な点は、令和3年6月の「食品衛生法等の一部を改正する法律」の施行に向けた、
 - ① HACCPに沿った衛生管理の制度化。
 - ② 営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設。
 - ③ リコール情報の報告制度の創設。
 - ④ 既施行制度の概要（容器包装ポジティブリスト制度、輸入食品衛生証明制度の拡充など）
 等である。
国外の安全規制（輸出先国規制）に関して重要な点は、農林水産物・食品の輸出促進について、
 - ① 輸出の現状と輸出戦略。
 - ② 輸出促進法による政府の体制強化、施策の計画的実行（国内対応、2国間協議）。
 - ③ 新たな規制への対応、④輸出環境整備、輸出対応施設整備への支援
 等である。
- (7) 第7回研修会
 - 1) 開催日：2月17日（水）
 - 2) 講師：本会議職員
 - 3) 演題：「食品の安全・安心を取り巻く情勢と酪農乳業界の取組(2)」
生乳生産者団体の取組と課題（記帳・記録・保管の取組みを中心に）に関する知識の習得を目的とする。
- (8) 第8回研修会
 - 1) 開催日：3月1日（月）
 - 2) 講師：本会議職員
 - 3) 演題：「食品の安全・安心を取り巻く情勢と酪農乳業界の取組(3)」
生乳生産者団体の取組と課題（生乳流通に係る取組み）に関する知識の習得を目的とする。